

京都市告示第494号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和元年12月18日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都伝 統伎芸振興財団	京都市東山区祇園町南側5 70番地の2 彌栄会館内	当該法人の 主たる目的 である業務	令和元年10月17 日から令和3年11 月30日までに支出 された寄附金

(行財政局税務部税制課)